

宮城県、長野県の入札制度の概要

1 宮城県

予定価格	入札方式	備 考
2 4 億 1 千万円 以上	一般競争入札 (施工体制事前提出(オープン ブック) 方式)	・WTO 案件
1 千万円以上 2 4 億 1 千万円 未満	条件付き一般競争入札 (入札後審査方式(ダイレクト 型)) (施工体制事前提出(オープン ブック方式))	・地域要件の設定あり。(全県) ただし、入札ごとに競争性 が確保できない場合は県外 業者を含めた設定とする。
1 億円未満	同上 競争性が一定の水準(3 0 社) にある業種	・県内地域を 5 ブロックに分 割し、ブロック内に本店を 有する企業で実施。
1 千万円未満	指名競争入札	

施工体制事前提出(オープンブック) 方式: 工事請負契約締結に先立ち、落札候補者が自らの積算内容及び工事の施工体制を明らかにする方式。

入札後審査方式(ダイレクト型): 入札に参加を希望する企業は入札公告に基づいて締め切り日までに入札書を郵送するだけとし、入札参加資格審査は入札後に最低価格提示の企業から順次行い、適格者を落札者として決定する方式。

2 長野県

予定価格	入札方式	備 考
2 4 億 1 千万円 以上	一般競争入札	・WTO 案件
2 4 億 1 千万円 未満	受注希望型競争入札(事後審 査・郵送方式) 【条件付き一般競争入札】	・地域要件の設定あり。(4 ブ ロック型、全県、その他) ・入札ごとに資格総合点数・ 技術者・実績等により、資 格要件を設定する。
8 百万円 未満の土 木一式工 事	参加希望型競争入札 【条件付き一般競争入札】	・地域要件として、管内に主 たる営業所有すること。 ・資格総合点数が 8 0 5 点以 下の者

事後審査・郵送方式: 郵送による入札書の提出、入札後に有効と認められる入札者のうち最低価格入札者から入札参加資格要件を審査し、適格者である場合、落札を決定する方式。

(宮城県、長野県ホームページ資料等により作成)

■宮城県資料（出典：宮城県ホームページより）

平成18年度 宮城県の入札・契約制度の概要（工事・建設関連業務）

区分	入札方式	適用工事（業務）	予定価格	低入札調査（履行能力確認調査）	備考
工	一般競争入札				
	一般競争入札	予定価格 24.1 億円以上	事前公表	適用 調査基準価格	・WTO案件 ・施工体制事前提出（オープンブック）方式適用
	条件付一般競争入札	最下位ランクより上位ランク工事及び最下位ランクで1千万円以上の工事	事前公表	適用 調査基準価格	・入札後審査方式（ダイレクト型）適用 ・施工体制事前提出（オープンブック）方式適用
	指名競争入札	最下位ランク工事及び最下位ランクで1千万円未満の工事 ※ 指名業者数は20者目途	事後公表	× 最低制限価格	・指名業者の事前公表廃止
	随意契約	・250万円未満工事 ・250万円以上で緊急を要する工事 他	非公表	×	・地方自治法施行令第167条の2に該当する工事 ・予定価格250万円以上の場合、予定価格は事後公表
建設 関連 業務	一般競争入札	予定価格2.4億円以上	事後公表	適用 調査基準価格	・WTO案件
	指名競争入札	100万円以上の業務 ※ 指名業者数は10者目途			・指名業者の事前公表廃止
		設計額500万円以上	事後公表	適用 調査基準価格	・調査基準価格を下回った応募者からは、「業務委託費内訳書」の提出を求める
	設計額500万円未満	事後公表	×		
随意契約	・100万円未満業務 ・100万円以上で緊急を要する業務 他	事後公表	×	・地方自治法施行令第167条の2に該当する業務	

新しい入札方式

入札後審査郵送方式条件付一般競争入札（ダイレクト型一般競争入札）とは

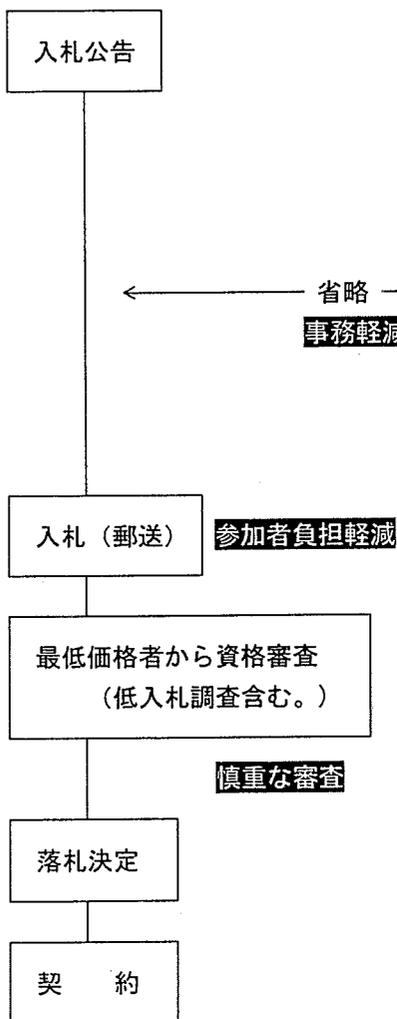
この入札方式は、入札に参加を希望する企業は、入札公告に基づいて締め切り日までに入札執行者あて入札書を郵送するだけとし、入札参加資格審査は入札後に最低価格提示の企業から順次行い、適格者を落札者として決定するものです。

全国的にも例がなく、みやぎ方式と言えるものです。

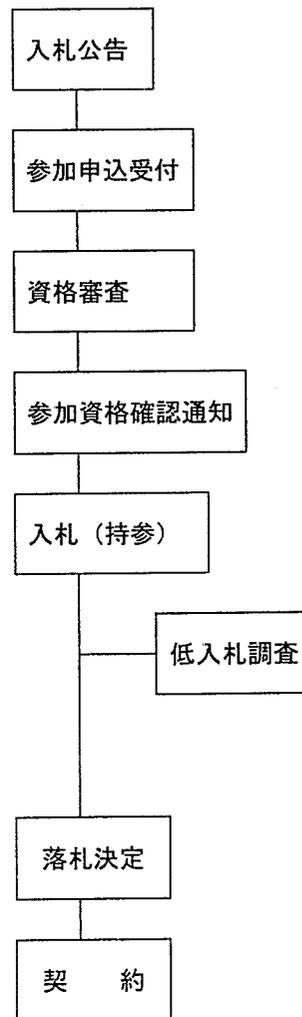
【メリットは・・・】

- ① 審査対象が限定されるので慎重な資格審査が可能となります。
- ② 郵送入札により談合等の事前調整はより困難となります。
- ③ 入札書送付という点で電子入札と同じなので電子入札導入に向けたファーストステップになります。
- ④ 手続きの簡素化により入札参加企業も、発注者側も負担が軽減されます。

ダイレクト型一般競争入札



従来型一般競争入札

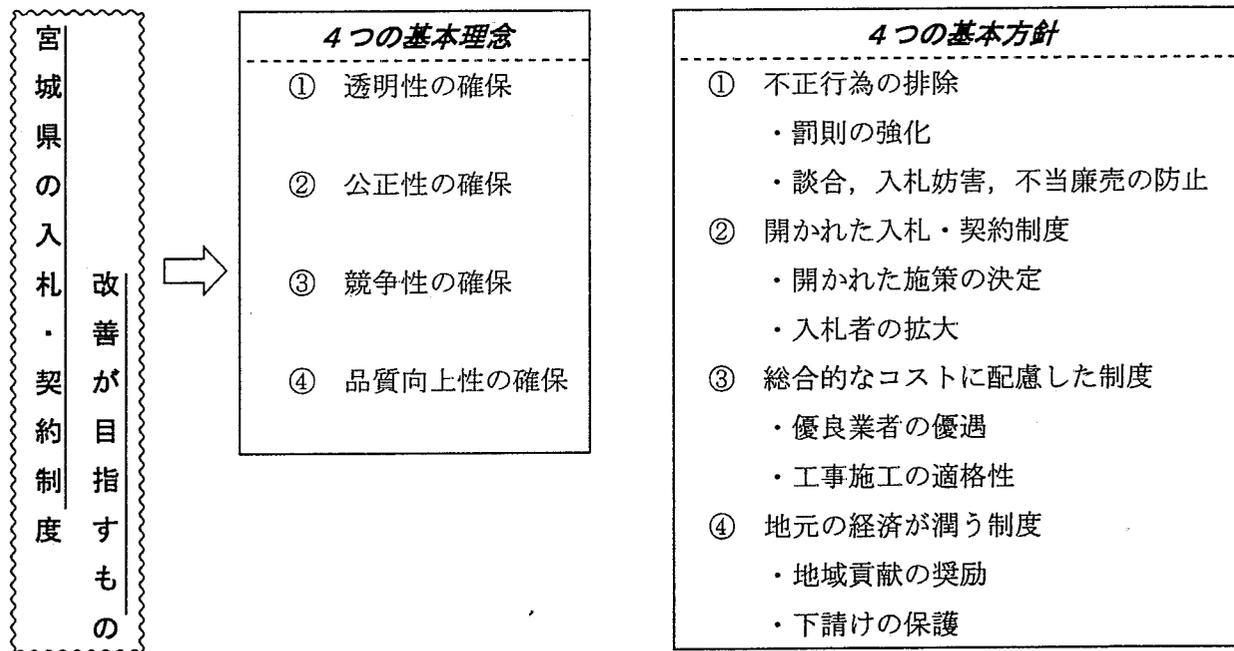


建設工事等に係る入札・契約制度改善の経緯

1 入札・契約制度改善の理念

本県では、公共工事の発注をめぐる度重なる不祥事の再発を防止すべく、不正行為の排除、公正な競争の確保、透明性の確保という観点から、制度改善に努めてきたところであり、平成13年3月の県議会における「不祥事の再発防止と入札制度改善に関する決議」において、一般競争入札制度の拡大、予定価格の事前公表、低入札価格調査制度の拡大等の改善を求められたことを踏まえ、平成13年度から一般競争入札の適用範囲を1千万円以上に拡大する等の改善を続けてきた。

しかし、発注工事量の減少とも相まって価格競争が激化し、落札率が年々低下してきており、このままでは工事品質の低下や建設業界全体の疲弊も懸念されること、また、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨も踏まえて、これまでの基本的な理念は継承しつつ、工事品質や採算性の確保にも配慮した改善に取り組んでいくこととする。



2 改善状況

年 度	月	主 な 改 善 施 策
平成12年度	4	一般競争入札の適用範囲の拡大（1.5億円以上→1億円以上） 低入札価格調査制度の実施（1億円以上）
	6	（一般競争入札の適用範囲の拡大試行（1億円以上→5千万円以上）） （低入札価格調査制度の適用範囲の拡大試行（1億円以上→5千万円以上））
平成13年度	4	一般競争入札の適用範囲の拡大（1億円以上→1千万円以上） 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大（1億円以上→1千万円以上） 予定価格事前公表の導入（1千万円以上） 指名業者事前公表制度の廃止 談合違約金の条項設置
	10	宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会設置
平成14年度 落札率 81.9%	4	入札後審査郵送方式（ダイレクト型）一般競争入札の導入
平成15年度 落札率 81.1%	4	履行能力確認調査におけるオープンブック方式の試行 建設関連業務における公正入札違約金の条項設置
	6	災害復旧工事における地域ブロック限定の試行（平成17年度で終了） 建設関連業務に係る履行能力確認調査制度の試行
平成16年度 落札率 77.5%	4	オープンブック方式の実施（3千万円以上） 建設関連業務に係る履行能力確認調査制度の実施（5百万円以上） 優良企業等のみを入札参加対象とする条件付一般競争入札の実施 1社応札に係る入札執行の中止
	4	施工能力審査型競争入札の試行 建設関連業務における公募型指名競争入札の試行 オープンブック方式の適用範囲の拡大（1千万円以上） 履行能力確認調査における数値的判断基準の導入 最下位ランク工事及び建設関連業務の予定価格事前公表の試行
平成17年度 落札率 75.8%	10	電子入札の一部導入
	2	県内地域ブロック限定方式の導入 オープンブック方式の見直し（調査基準価格及び数値的判断基準の改正）
平成18年度	4	総合評価落札方式（簡易型）の導入 建設関連業務の履行能力確認調査における数値的判断基準の導入 オープンブック方式の適用範囲の拡大（最下位ランクより上位の工事） 原則として全ての工事に電子入札を適用（総合評価落札方式等を除く）
	10	総合評価落札方式（標準型及び高度技術提案型）の導入予定

（注）平成14年度以降の落札率は、全県ベース（一般+指名+随契）のデータ。

平成13年度以降における入札・契約制度改善の主な取り組み

I 工事

○平成13年度

1 一般競争入札の適用範囲拡大

一般競争入札の適用範囲を1億円以上から1千万以上に拡大した。

<効果>

- ・中小建設業者の入札参加機会が拡大される。
- ・透明性、公正性、競争性が確保される。

H17年度
件数 60.7%
落札額 95.0%

2 低入札価格調査制度（履行能力確認調査）の適用範囲の拡大

最低制限価格制度に代え、低入札価格調査制度の適用範囲を1億円以上から1千万円以上に拡大した。

<効果>

- ・低入札における積算内容の確認。

3 予定価格事前公表の導入

設計額1千万円以上の工事について、予定価格の事前公表を導入した。

<効果>

- ・予定価格の漏洩防止。

4 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会の設置

県が発注する工事等に係る入札及び契約の適正化の促進に関する重要事項について調査・審議を行うため、第三者機関を設置した。

<効果>

- ・県の入札及び契約事務に対する監視機能が働いている。

○平成14年度

1 入札後審査方式（ダイレクト型）一般競争入札の導入

一般競争入札の適用拡大に伴い、課題であった事務量増加に対応する方式として、入札後に落札候補者の資格審査を行うダイレクト型一般競争入札を導入した。

<効果>

- ・入札形式中、過半数を占める一般競争入札を適正かつ効率的に実施している。
- ・事務負担の大幅な軽減が図られる。

落札率 81.9%
低入札率 22.8%
排除率 9.4%

○平成15年度

1 履行能力確認調査における施工体制事前提出（オブソブク）方式の試行

不良不適格業者の参入を阻止し、工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、設計額3千万以上の工事の中から抽出し、開札後に落札候補者から「工事費内訳調査シート」の提出を義務付けて、履行能力確認調査及び下請契約等の確認に活用する方式を導入した。

<効果>

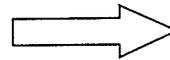
- ・積算能力のない建設業者の排除。
- ・積算内訳を確認することにより、不適切な応札を排除する。

落札率 81.1%
低入札率 23.3%
排除率 8.9%

※排除率は、低入札のうち、失格となった者の割合である。

○平成16年度

- 1 施工体制事前提出(オープンブック)方式の実施
設計額3千万円以上の全ての工事に拡大した。



落札率 77.5%
低入札率 30.5%
排除率 5.0%

○平成17年度

- 1 施工体制事前提出(オープンブック)方式の拡大
設計金額1千万円以上の全ての工事に拡大するとともに、全ての入札参加業者に工事費内訳書の提出を義務付けた。

2 履行能力確認調査における数値的判断基準(低入札失格基準)の導入

履行能力確認調査において、数値的な判断基準を定め、その基準を下回った場合には失格とする制度を導入した。

<効果>

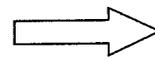
- ・極端に低い価格での応札を排除できる。

3 施工能力審査型競争入札の試行

施工実績を求める工事中、更に品質の確保を図る必要性のある工事については、当該工事に係る施工計画及び担当技術者の実績等について最低価格者から審査して、一定基準を満たした者を落札者とする方式を導入した。

<効果>

- ・工事品質の確保が図られる。



落札率 75.8%
低入札率 28.8%
排除率 34.1%

○平成18年度

1 総合評価落札方式の導入

価格以外の多様な要素(技術力、社会性等)を考慮し、価格と品質が総合的に優れた者と契約する「総合評価落札方式」を導入する。

イ「簡易型」 平成18年4月から導入

- ・1千万円以上の工事で、技術レベルがそれほど高くない工事に適用。

ロ「標準型」 平成18年10月から導入予定

- ・1千万円以上の工事で、技術レベルが高い工事に適用。

ハ「高度技術提案型」 平成18年10月から導入予定

- ・1千万円以上の工事で、極めて技術レベルが高く標準積算適用が困難な工事に適用。

<効果>

- ・技術力等に優れた企業の施工により、より一層の品質が確保される。
- ・技術力の競争により、優良な企業の育成とともに企業の技術力の向上が図られる。
- ・民間企業の持つ優れた技術力を活用できる。

2 県内地域ブロック限定方式の実施(平成18年2月15日から)

設計額(税込)が1億円未満の工事で、競争性が一定の水準(30者)にある業種については、県内を5つのブロックに分割し、その地域ブロック内に本店(社)を有する企業のみが入札に参加できる一般競争入札を導入した。

<効果>

- ・中小企業の過当競争が緩和され、落札価格の低下傾向に歯止めがかかる。

- ・地域の工事は、地域の企業の施工となり、地域住民の安心感・満足感が向上する。
- 3 施工体制事前提出(オープンブック)方式の改正(平成18年2月15日から)
 工事品質の低下を防ぐとともに企業の採算性にも考慮し、また、適正な落札価格での受注を促すため、原則として、全てのダイレクト型一般競争入札工事にオープンブック方式を適用(「工事費内訳書」の提出を求める)するとともに、調査基準価格及び数値的判断基準の改正を実施した。
- <効果>
- ・不適切な応札を排除できる。
 - ・採算性が確保できる範囲内での受注が図られる。
 - ・工事品質が確保される。

II 建設関連業務

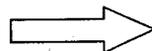
○平成15年度

1 低入札価格調査制度(履行能力確認調査)の試行

契約内容に適した履行ができないおそれのある低価格入札を排除するために、設計額500万円以上の業務の一部に、履行能力確認調査を導入した。

<効果>

- ・積算能力のない業者の排除。
- ・不適切な応札を排除できる。

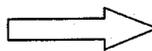


落札率 86.2%

○平成16年度

1 低入札価格調査制度(履行能力確認調査)の実施

設計額500万円以上の業務に適用を拡大した。



落札率 86.9%
 低入札率 2.9%
 排除率 6.9%

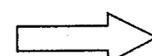
○平成17年度

1 公募型指名競争入札の試行

入札参加意欲のある業者を公募し、発注業務の実施に必要な資格審査を行い、一定条件を満たした全ての業者を指名する方式を導入した。

<効果>

- ・入札参加機会が拡大される。
- ・透明性、公正性、競争性が確保される。



落札率 82.5%
 低入札率 6.5%
 排除率 3.1%

○平成18年度

1 履行能力確認調査における数値的判断基準(低入札失格基準)の導入

平成16年度から実施している建設関連業務の履行能力確認調査において、採算性や市場性を無視した入札を排除し、適正な価格への誘導を図るため、数値的判断基準を導入する。

<効果>

- ・不適切な応札を排除できる。
- ・採算性が確保できる範囲内での受注が図られる。

2 公募型指名競争入札の試行継続

平成17年度から試行しているが、試行件数が少なかったこと(30件)から、十分な業務の検証結果を得るために継続する。